解散公告

当社は、存続期間の満了により、令和八年五月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月七日

沖縄県島尻郡久米島町字上江洲二八八番地
スイートフーズ久米島株式会社
代表清算人　中本泰一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月七日

沖縄県那覇市西二丁目六番一六号コーポ流翔一階
株式会社ＡＳＩＡＮ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ
代表清算人　ネウパネ　スザン

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月二十四日理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月七日

札幌市中央区南十七条西九丁目一番三五号
学校法人札幌いづみ学園
代表清算人　穴倉　廸彌

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年六月二日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月七日

仙台市泉区北高森一七番地の二
医療法人深見クリニック
清算人　深見　健一

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年三月十五日開催の組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月七日

千葉県長生郡白子町関八六七番地
農事組合法人白子町花卉園芸組合
清算人　酒井　正孝

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月二十九日開催の責任役員会決議により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月七日

愛知県知立市来迎寺町古城二九番地
宗教法人源心寺
清算人　竹本　有基

解散公告（第一回）

当法人は、社員の欠乏により、令和八年六月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月七日

三重県熊野市有馬町二八五番地の一
医療法人社団小山医院
清算人　小山　徹

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年五月十二日大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月七日

大阪府八尾市小阪合町二丁目三番七号
宗教法人末廣教会
清算人　弁護士　浅井　佑太

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年五月十一日山口地方裁判所岩国支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月七日

山口県岩国市周東町祖生五八八三番地
宗教法人安性院
清算人　弁護士　林　貴士

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年六月十六日港区長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月七日

東京都港区六本木六丁目一一番一八号ＨＯＵビル四階（株式会社ＨＯＵ一級建築士事務所内）
高輪一丁目共同建替計画マンション再生組合
代表清算人　鈴見　健夫

解散公告（第二回）

当法人は、社員の欠亡により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月七日

沖縄県名護市宮里一丁目二八番八号
医療法人皓歯会
清算人　長田　明

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年五月七日長野県知事の認可を受けて解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月七日

長野県下高井郡木島平村大字往郷一五一一番地
庚生産森林組合
清算人　髙山　**廣**志

解散公告（第三回）

当宗教法人は、令和八年四月十日福岡地方裁判所柳川支部の解散命令の確定により解散したので、当宗教法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年七月七日

（登記事項証明書上の主たる住所）
福岡県柳川市三橋町吉開二五〇番地
宗教法人長巖寺
清算人　弁護士　伊藤　修一
連絡先　福岡県筑後市大字山ノ井三二〇番地一　ちくご法律事務所

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年六月二十四日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月七日

福岡県福岡市中央区天神五丁目三番一号
新長浜団地マンション敷地売却組合
清算人　福岡県住宅供給公社
理事長　永山　慎治

債務引受に係るお知らせ

中日本高速道路株式会社第97回社債の債権者各位

中日本高速道路株式会社第97回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）につきましては、令和八年六月三十日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、中日本高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

令和八年七月七日

神奈川県横浜市西区高島一丁目一番二号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理　事　長　澤田　聡
愛知県名古屋市中区錦二丁目十八番十九号
中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　正